

「大学発スタートアップにおける経営人材確保支援事業
—MPM : Management Personnel Matching program—」
に係る公募要領

(2024年3月29日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部

【受付期間】

2024年3月29日(金)～2024年5月13日(月) 正午 アップロード完了

【提出先および提出方法】

■Web 入力フォームから、必要情報の入力と提案書類のアップロードを行ってください。

<Web 入力フォーム>

https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/mpm_2024

■他の提出方法（持参・郵送・FAX・E-mail等）は受け付けません。

■再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。

■提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。

■アップロードするファイルは、全てPDF形式ですが、一つのzipファイルにまとめるなど、公募要領の指示に従ってください。なお、各ファイルにはパスワードは付けないでください。

【留意事項】

■登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。

■入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。

■アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。

■通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

「大学発スタートアップにおける経営人材確保支援事業
—MPM：Management Personnel Matching program—」に係る公募について
(2024年3月29日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、標記調査事業の実施者を一般に広く募集いたしますので、本調査について受託を希望する方は、本要領に従い御応募ください。

1. 件名

大学発スタートアップにおける経営人材確保支援事業
—MPM：Management Personnel Matching program—

2. 調査概要

(1) 調査の目的・内容

我が国の開業率は諸外国と比較して低い水準にあり、新規起業・スタートアップを起点に、経済を活性化させていくことができていません。産業の新陳代謝を活性化させるためには、スタートアップの量産が必要不可欠であり、起業を促すための施策が必要です。

起業が少ない原因として、起業家マインドを育てる環境が未だ十分でないことが考えられ、起業を促すための人材育成・アントレプレナー支援プログラムを拡充し、地方も視野に入れて裾野を拡大していくことが必要です。特にディープテック分野では、大学等¹において、優れた技術シーズを掘り起こす新たな施策が必要です。加えて、我が国の大学は、米国と比較すると、取得特許数に比してスタートアップ設立数が少ない傾向にあり、良い技術シーズがあっても事業化する意識が低いことや、代わりに事業化・事業運営する人材が少ないことがその要因の一つとなっています。

以上のことから、研究開発型スタートアップの活性化に向けては、日本のスタートアップエコシステムの底上げとともに、大学等にあるシーズの掘り起こしの確度を高め、新規産業・雇用の創出に繋げることが重要です。

本事業では、NEDOのミッションである「エネルギー・地球環境問題の解決」と「産業競争力の強化」の一環として、ディープテック分野での人材を発掘し、起業家を育成すると共に、大学発スタートアップにおいて、自らが起業またはスタートアップの経営者として参画することを志向する人材の確保を支援することにより、大学発スタートアップ²の創出、育成を図り、経済活性化、新規産業・雇用の創出につなげることを目的として実施します。

特に、起業家候補人材の活動状況等を適宜把握することで、起業家に係る人材の育成等に資する知見の蓄積も図ることとします。具体的には、経営人材を発掘し、大学等の技術シーズ・大学発スタートアップとのマッチング等を実施していただくことで、大学発スタートアップの経営人材獲得ルートが多様化を目指します。

ここでいう「マッチング」とは、経営人材が大学発スタートアップとイベントや個別紹介等で「出会い」、双方が双方を理解し合い具体的な伴走支援等の「関係構築」に進み、スタートアップの成長を一緒に担いスタートアップの設立もしくは経営への参画等の「意思決定」に至るまでの態様を想定しています。

¹ 大学等：日本国内の大学、高等専門学校、公的研究開発機関及びこれらに準ずる機関とします。

² 大学発スタートアップ：大学等の技術シーズを基にした日本国内に登録されているスタートアップ（その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有するもの）とします。

また、ここでいう「経営人材」とは、自らが起業またはスタートアップの経営者として参画することを志向する人材で、スタートアップの成長にとって不可欠なビジネス経験や知識等を有する人材であり、Chief Executive Officer (CEO) 候補人材等を想定しますが、その役割を担える人材を広義に捉え、経営参画する強い意志がある人材、将来の経営を担うための経験や知識を習得している人材、さらに広義の Chief Operating Officer (COO)、Chief Financial Officer (CFO)、Chief Technology Officer (CTO) 等のいわゆる CXO 人材等を含めます。

本事業では、大学等の技術シーズを保有する者、及びそれらを基にした、経済産業省所管の鉱工業技術（例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等。ただし、医薬・創薬、原子力技術に係るものは除く）の開発に取り組む研究開発型の大学発スタートアップをマッチング対象とします。また、NEDO Entrepreneurs Program（以下、「NEP」という）事業採択者とのマッチングも対象とすることができます。

なお、2023 年度は、本事業実施者となるベンチャーキャピタル（以下、「VC」という）等のうち、大学発スタートアップ創出の主要なプレイヤーである VC を主な事業者としていましたが、2024 年度は、地域の大学発スタートアップの創出強化や VC 等のうち VC 以外の事業者による支援モデルの顕在化など、経営人材獲得ルートやモデル事業の多様化を目指す本事業趣旨に鑑み、下記の類型を設けて実施することとします。

【類型 1】 地域エコシステム型

地域の大学等の技術シーズ・大学発スタートアップとのマッチングに注力する提案が該当します。ここでいう「地域」とは、東京都特別区を除く東京都及び 46 道府県の都市・地域を指します。（東京都特別区に拠点を有する大学等及び大学発スタートアップに対する支援が含まれる可能性がある場合は、類型 3 を選択ください。）

【類型 2】 事業形態多様型

応募要件を満たす VC 等のうち VC 以外の実施者による提案が該当します。例えば、アクセラレーター・インキュベーター（ファンド機能を有さないもの）、金融機関³、人材サービス会社⁴、その他事業会社等が該当します。ただし、コーポレート・ベンチャーキャピタル（以下、「CVC」という。）については、この類型で応募できるものとします。

【類型 3】 一般型

【類型 1、2】に該当しない提案を指します。

本事業の実施者は、該当する類型を選択して応募してください（類型 1 及び類型 2 の双方に該当する提案は両方を選択してください。ただし、審査はその類型のいずれかで実施しますので、提案内容に基づき主として該当する類型を選択ください）。

その上で、以下の①～④の業務を行なっていただきます。詳細は「別添 1. 仕様書」を参照してください。

³ 金融機関：金融庁「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」に該当する者を指します。

⁴ 人材サービス会社：労働者派遣事業もしくは職業紹介事業の厚生労働大臣の許可を得た事業者を指します。

- ①経営人材の発掘・育成
- ②経営人材と大学等の技術シーズ・大学発スタートアップのマッチング機会創出
- ③経営人材として経営参画するための環境整備
- ④取組内容及び実施結果等についての自己分析及び報告会等への参加

なお、具体的な実施内容及び方法は、採択決定後に本仕様書や提案書の内容等を基に NEDO と実施者の間において、協議の上、変更をすることがあります。

(2) 実施目標

本業務で実施するマッチング創出数、大学発スタートアップ支援数について、下図の整理で、実施期間終了時点の KPI を設定してください。

「マッチング創出数」には、大学等の技術シーズ・大学発スタートアップとイベントや個別紹介等の「出会い」に参加した経営人材の数、双方が双方を理解し合い具体的な伴走支援等の「関係構築」に進んだ経営人材の数と、その後スタートアップの成長を一緒に担い、スタートアップの設立もしくは経営への参画等の「意思決定」に至った経営人材の数を設定してください。また、本業務を通して大学等の技術シーズを起点に経営人材とマッチングしたことで設立された大学発スタートアップの数も設定してください。

「大学発スタートアップ支援数」とは、大学発スタートアップに対して本業務を通して経営人材が関与することとなるスタートアップの総数を設定してください。

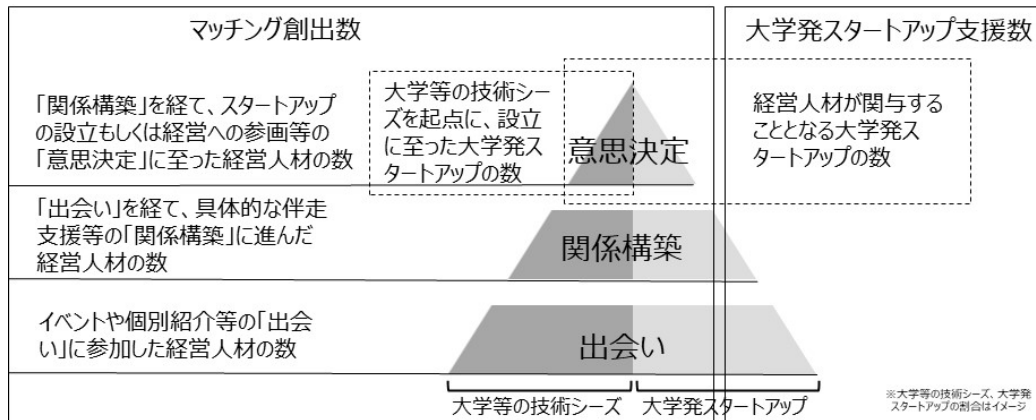


図 本業務で設定していただく KPI の対象数のイメージ

KPI の値は、経営人材の数や技術シーズのレベル等に応じて設定されるものであり、数値の大小を問うものではありません。なお、本業務の終了後に、本実施目標に関する追跡調査等を依頼する場合があります、その場合には調査へご協力願います。

(3) 実施期間

NEDO が指定する日から 2026 年 3 月 31 日 (火)

(4) 予算規模

1 事業あたり 8,000 万円 (消費税込) 以内 (8 事業者程度)

※類型別に審査し、類型 1 及び類型 2 から 1 事業者以上採択します。

3. 応募要件

本件の応募が可能な実施者は、自らが起業またはスタートアップの経営者として参画することを志向する人材を発掘し、大学等の技術シーズ・大学発スタートアップとのマッチング等を実施すると共に、本事業の実施期間に関わらず中長期的にスタートアップの成長を支援でき、次の a から d までの全ての要件を満たすことができる VC 等が対象となります。

- a. 日本国内において、研究開発型スタートアップを支援する拠点等を有しており、日本の法律に基づく法人格が付された企業等であること。また、事業責任者は日本の居住者であること。（ここで言う居住者とは、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）の居住者（特定類型該当者を除く）であること。）
- b. 当該業務又は関連業務についての実績を有し、かつ目的・目標の達成及び業務の遂行に必要な組織、人員等を有していること。また、大学等やスタートアップ等の情報漏洩、機微情報の取扱、外為法含む各種法令等に対して責任を持ってフォローアップできると共に、同等の責任を負える経営人材を人選できること。
- c. 当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金等について十分な管理能力を有し、かつ情報管理体制等を有していること。
- d. NEDO が業務を推進する上で必要とする措置を、適切かつ迅速に遂行できる体制（職業紹介事業に相当する場合に必要な許可申請等の国の許認可を得ていることを含む）を有していること。

4. 対象経費

対象となる費用は、本業務を進めるために必要な労務費、その他経費、間接経費、再委託費です。なお、マッチング対象先となる大学等や大学発スタートアップが取り組む研究開発に係る費用（機械装置等費、研究開発に携わる研究者等の労務費、その他経費等）は対象外です。各費用の詳細は、下記マニュアルを参照してください。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_2024.html

I. 労務費

- ・本業務では、a. 経営人材獲得ルートの多様化を目指す提案者に含まれる従事者の労務費と、b. 提案者が本業務を実施する際に計上したい経営人材の労務費を計上することができます。
- ただし、b. の労務費は、II④で整理する「謝金」として計上することができます。
- ・従事者は、その役割等によって、「研究員費」「補助員費」として計上できます。「研究員費」と「補助員費」の区分やその他の詳細は、マニュアルを参照してください。
- ・労務費を計上する場合は、提案者等が整備している就業規則等を順守して計上してください（中間検査、確定検査等で確認）。
- ・実施体制図に記載された従事者のみ計上することができます。
- ・本業務で実施する行為が、提案者の本来業務で実施している行為と同一もしくは類似である場合は、本業務と本来業務を明確に区別した上で、必要な経費を計上してください。

II. その他経費

① 消耗品費

- ・本業務の実施に直接必要な消耗品費等がある場合、購入に要する経費を計上することができます。

② 旅費

- ・本業務では、I に記載の a. の旅費を計上できます。なお、b. の旅費は、II④で整理する「謝金」に含めることで計上することができます。

- ・本業務を実施するために必要となる旅費として、滞在費、交通費、諸費等を計上することができます。その際、提案者等が整備している旅費規程等を順守して計上してください（中間検査、確定検査等で確認）。

- ・本業務の実施に必要な知識、情報、意見等を収集するための国内、海外調査に要する滞在費、交通費、諸費等を計上することができます。

- ・本業務期間内外に開催される NEDO 主催の報告会等への参加に係る旅費は原則として対象外とします。

③ 外注費

- ・本業務の実施に必要な請負外注等に係る経費を計上することができます（例えば、経営人材や大学等の技術シーズ・大学発スタートアップを募集するための広報経費、人材育成のための教育・研修プログラム実施や運営のための事務局経費、マッチングイベント開催の会場設営や運営のための事務局経費、専門的有識者等に規定等の監修を依頼するための経費等）。

- ・本業務の経費を用いて実施したイベント等の行為については、受益者（大学等、スタートアップ、関連事業者等）から協賛金等を得ることは可能ですが、対象経費としての計上に留意してください。

④ 諸経費

- ・上記の①、②のほか、本業務の実施に直接必要な会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費等の経費は計上することができます。

- ・Iに記載のb.の労務費は、専門家もしくは有識者として登録することで、当該行為に対する経費を「謝金」として計上することができます。また、その際に旅費が必要な場合は、「謝金」に含めて計上することができます。ただし、謝金単価の算定根拠は、提案書に考え方を記載すると共に、支払いに係る規定等については、NEDO が確認できるように整理してください。参加者一人あたりの上限額は、本業務期間中「700 万円以下」を目安とします。また、上限額には旅費等は含まれません。なお、提案者等が経営人材に支給する労務費等は、上限含め一切問いません。

- ・上記、謝金として当該行為に対する経費を計上した経営人材が、本業務を通してマッチングした大学発スタートアップにおいて、経営人材として経営に参画することが決まった場合は、十分に関係整理をした上であれば、本業務期間に限り、引き続き本対象経費として計上することができます。ただし、経営人材として経営に参画することが決まった時点までに、本業務で経営人材をマッチングする大学発スタートアップに対して、提案者及び経営人材が株式取得等の行為を行っている場合は、当該経費等は対象外とします。

- ・本業務の経費を用いて実施するマッチング等の行為によって受益者（大学等、スタートアップ、関連事業者等）から紹介料や派遣料等を得ることはできません。

- ・本事業においては、専門家もしくは有識者への「謝金」について、マッチング相手となる大学等の技術シーズを保有する者等や大学発スタートアップの経費を負担することはできません。一方で、経営人材マッチングに関する専門家もしくは有識者（マッチングのコツやマッチング成功体験談を有する者等）であれば、計上することができます。

- ・なお、特許出願に関する費用は対象外とします。

III. 間接経費

- ・本業務の実施に伴う委託先及び再委託先等の管理等に必要経費を間接経費として計上することができます。

- ・間接経費率は事業者の種別によって設定することができます。

IV. 再委託費

本業務の主たるプログラム構築及び伴走支援業務等を第三者に委託するための委託費は認めません。それ以外の一部業務を第三者に委託することができます（例えば、経営人材や大学等の技術シーズ・

大学発スタートアップ等を募集する業務、教育・研修プログラムを構築する業務等を想定)。当該経費の算定に当たっては、上記Ⅰ～Ⅳに定める項目に準じて行ってください。

- ・当該業務については、あらかじめ実施計画書に記載してください。
- ・再委託の額は原則として委託先との契約金総額の 50%未満とします。

5. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は E-mail による提出は受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

(1) 提出期限

2024 年 5 月 13 日 (月) 正午アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO ウェブサイトでお知らせいたします。

なお、NEDO 公式 SNS をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを SNS で確認できます。是非、フォローいただき、ご活用ください。

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(2) 提出先：Web 入力フォーム

https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/ga/enquetes/mpm_2024

(3) 提出方法

- a. 「4. (2) 提出先」の Web 入力フォームで以下の①～⑯を入力いただき、⑰に提案書類の一式をアップロードしてください。アップロードするファイルを書類毎に作成し、全て PDF 形式で、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイル (PDF、zip 等) にはパスワードは付けないでください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全提案書類を再提出してください。

提出された提案書類を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

■入力項目

- ①調査名
- ②代表法人番号 (13 桁)
- ③代表法人名称
- ④代表法人連絡担当者氏名
- ⑤代表法人連絡担当者職名
- ⑥代表法人連絡担当者所属部署
- ⑦代表法人連絡担当者所属住所
- ⑧代表法人連絡担当者電話番号
- ⑨代表法人連絡担当者 E-mail アドレス
- ⑩提案類型 (【1】地域エコシステム型、【2】事業形態多様型、【3】一般型)
- ⑪調査目標 (KPI)
- ⑫調査概要 (400 字以内)
- ⑬提案額
- ⑭再委託先法人名 (複数の場合は、列記)

- ⑮外注先法人数
- ⑯初回の申請受付番号（再提出の場合のみ）
- ⑰提案書類（提案書類一式のアップロード）

b. 次の公募関連書類がダウンロードできますので、御参照ください。

- ・仕様書（PDF）
- ・提案書類（PowerPoint）
- ・調査委託契約書（案）（「調査委託契約標準契約書」を指します。）

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

（４）提出にあたっての留意事項

- ・ 提案書は日本語で作成してください。
- ・ 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）
- ・ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・ 提案書類に不備があり、提出期限までに整備できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・ 受理後であっても、応募要領の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。

6. 説明会の開催

当該公募の内容、契約に係る手続き、提出する書類等についての説明会を次の日程により開催いたします。説明は日本語で行います。

出席希望の方は、メールタイトルに「【NEDO MPM】公募説明会出席登録」と必ず記入した上で、メール本文に、①所属機関名、②出席者氏名（接続PC管理者等）、③出席者の連絡先（TEL、電子メールアドレス）を記入し、2024年4月9日正午までにイノベーション推進部 MPM 事務局担当（MPM@nedo.go.jp）まで御連絡ください。担当が受付し次第、③の電子メールアドレス宛に URL をお送りします。順次対応いたしますが、前日正午までにご案内が届いていない場合は、大変お手数ですが担当までご確認ください。なお、人数制限等を設ける予定はございませんので、出席希望の全ての方にご登録いただきたく、情報管理上、ご登録のない方への URL の転送はご遠慮ください。

<説明会の日時、会場>

日時：2024年4月11日（木）13時30分～15時00分

開催方法：オンライン（Microsoft Teams）

なお、説明会資料をNEDOウェブサイトの後日、掲載しますのでご確認ください。

7. 委託先の選定

（１）審査

以下の審査基準に基づき外部有識者による採択審査委員会（ヒアリング審査）とNEDO内の契約・助成審査委員会の二段階で提案書類を審査します。契約・助成審査委員会では、採択審査委

員会の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。審査の過程において、必要に応じて資料の追加等をお願いする場合があります。なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 審査基準

- a. 目的・実施内容が仕様書の内容と合致しているか
一試行的な取組も含めて、提案者が最適かつ効果的に業務目的を達成できるように、バランスよく企画検討された計画を提案されていること。
- b. 提案する方式・方法に工夫があり優れているか
一仕様書に記載のある実施内容に呼応する形式で項目を立てて、定義、方法、考え方等について説明した上で、課題選定と対応策、重要点、取りまとめ手法をわかりやすく整理されていること。
- c. 業務実施における課題とその解決に向けた取り組みの内容が明確かつ実現の可能性があるか
一全体スケジュールにおいて、どこに位置づけされるのか、事業期間における時間軸がわかるようにした上で、アウトプットイメージ、独自性がわかるように提案されていること。
なお、応募類型1、2及び両類型に該当するものを加点します。また、類型1においては、大学等の技術シーズ・大学発スタートアップの探索及び経営人材確保の難易度が高いと想定される地域を含む提案やそこへのコミットメントが想定される提案は、高く加点します。
- d. 業務を遂行するための高い能力を有するか（関連する実績等）
一日本全国に所在する大学等もしくは特定の大学等技術シーズ等、大学発スタートアップの経営や技術的な事業化ニーズ等の情報に精通しており、大学等の産学連携部門や研究推進部門、及び企業の産学連携部門等と連携でき、それらの実績を有していること。
- e. 提案する実施計画（実施体制、人員等を含む）が適切かつ実行可能性が高いものか
一大学発スタートアップに対する多様なマッチング支援の実績及び広く大学等にアプローチ可能なネットワークや情報量を有する実施体制を整え、多様な大学等の技術シーズと経営人材を必要とする大学発スタートアップのニーズにも対応する効率的なマッチング手法に関するアイデアやノウハウ等を有していること。
- f. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等を受けているか
一ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第24条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。）

(3) 委託先の公表及び通知

採択結果の公表等

採択した案件に関しては、実施者名（再委託先・共同実施先含む）、事業概要をNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

8. 留意事項

(1) 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に調査委託契約を締結するときは、最新の調査委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。なお、利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(2) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)の状況を記載していただきます。詳細は、提案書類中の別紙2「ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について」を御覧ください。

(3) NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票及び対応するエビデンス

提案書の実施体制に記載する全ての提案者(再委託等は除く。)において、調査を実施する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報(機微情報)に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、確認票及び対応するエビデンスを提出していただきます。詳細は、提案書類中の別紙3「NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票」を御覧ください。なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、対応する必要があります。(仮に、未対応の場合には応募要件を満たさないものとなります。)

(4) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1)及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2)に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただき

ます。

- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、当機構との契約締結や補助金等の交付を停止します。
(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大3年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、当機構の事業への応募を制限します。
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1~5年間の応募を制限します。また、私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)
- iv. 府省等の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi~iiiの措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(5) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4)に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していた

だくことがあります。

- ii. 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
- iv. 府省等の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

E-mail：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.htmlへリンク>

(電話による受付時間は、平日：9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～18 時 00 分)

(6) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)に基づき、採択決定後、別添 4 のとおり、NEDO との関係に係る情報を NEDO のウェブサイトにて公表することがございます。御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。詳細は、「契約に係る情報の公表について」をご確認ください。

(7) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型*に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令

第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を

指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります*。本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時までに、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- d. 安全保障貿易管理の詳細については以下をご覧ください。

- ・ 安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
（Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>）
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

9. 問い合わせ

本公募に関するお問い合わせは、以下の問い合わせ先までE-mail でお願ひします。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
イノベーション推進部 MPM 事務局（担当 馬場、佐藤、石嶋）
E-mail : MPM@nedo.go.jp

10. NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO 事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本調査に限りません。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html